

河辺荘短期入所生活介護事業所 利用料金表

令和6年8月1日～

ショートステイ(多床室)		要介護度							
1日の利用料		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)		4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	
②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		180円							
③夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		150円							
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記、①+②+③の14.0%が負担となります。							
		660円	810円	890円	990円	1,090円	1,190円	1,280円	
食費(1日)	負担限度額	第1段階	300円						
		第2段階	600円						
		第3段階①	1000円						
		第3段階②	1300円						
		第4段階	1,445円						
居住費(1日)	負担限度額	第1段階	0円						
		第2段階							
		第3段階①	430円						
		第3段階②							
		第4段階	915円						
自己負担額(1日分) (自己負担率1割の方)	負担限度額	第1段階	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
		第2段階	1,565円	1,690円	1,755円	1,834円	1,917円	1,997円	
		第3段階①	1,965円	2,090円	2,155円	2,234円	2,317円	2,397円	
		第3段階②	2,265円	2,390円	2,455円	2,534円	2,617円	2,697円	
		第4段階	2,895円	3,020円	3,085円	3,164円	3,247円	3,327円	
自己負担額(1日分) (自己負担率2割の方)		3,430円	3,680円	3,810円	3,968円	4,134円	4,294円	4,450円	
自己負担額(1日分) (自己負担率3割の方)		3,965円	4,340円	4,535円	4,772円	5,021円	5,261円	5,495円	

※その他、入退所時に施設車両での送迎サービスを利用した場合は、片道1,840円が加算されます。

そのため、自己負担が増額されます。

●利用者負担額の減額について(介護保険負担限度額認定証)

以下に該当となる方は食費及び居住費が減額となっております。

◇第1段階 対象者	①世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。 ②生活保護を受けている方。
◇第2段階 対象者	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
◇第3段階①対象者	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方。
◇第3段階②対象者	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円以上の方。
◇第4段階 対象者	上記の第1段階、第2段階、第3段階以外の方。

